

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	河江 晴美
登録番号又は法人番号	02092189
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所所在地	横浜市神奈川区斎藤分町53番37号
処分年月日	令和3年3月26日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、催告、督促にも応じず神奈川県行政書士会の会費を24ヶ月以上滞納し続けており、また、事務所に行政書士の表札を掲示していない。</p> <p>当該事実は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第9条第1項に違反し、また、行政書士法施行規則第2条の14第1項に違反し、会則第14条第1項第1号に該当するため、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第4号の規定により、会則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	同上